

第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題・対策

西脇小学校（旧西脇尋常高等小学校）は、市街地から北に緩やかに登った高台に位置し、敷地の南西には西脇市の施設が集中する童子山が近在する。明治6（1873）年、前身となる為詳小学校が童子山の南に位置する観音堂の敷地内に建設されたのち、明治34（1901）年には現在の位置に津万尋常高等小学校として移転された。敷地総面積 35,300.62 m²で、敷地南・東側を樹林・傾斜地が囲む。

本計画で考慮すべき対象となる環境とは、重要文化財建造物及びそれと一体をなす部分、その後に建てられた建造物や諸施設、それらを取り巻く樹林・樹木となる。竣工当初の姿を維持するため、建造物の改変を最小限に留め、新しい機能を持った建造物を周辺に付加することにより、教育環境の整備と景観の保護を両立させてきた。その成果として、小学校教育の実践と景観の保護の両立が長期にわたって実現され、重要文化財の指定に至っている。

小学校としての教育環境を整備しながら重要文化財建造物及びその周囲の環境を保全するためには、保全すべき範囲とそれ以外の部分の土地利用を明確に区分する必要がある、その内容は本計画において明記する。

その他の課題とそれぞれの課題に対する対策について、以下のようなものが挙げられる。

・枯れ枝の落下、倒木による建造物との接触、樹木火災の際の延焼等の懸念

計画区域内の土地利用と樹林の維持管理に当たっては、建造物付近に樹木が多く茂る場所があることから、枯れ枝の落下、倒木による建造物との接触、樹木火災の際の延焼等が懸念される。特に、樹木間に積み重なった落ち葉、落下枝は延焼を誘発することも予想されるため、日常的な清掃や管理を行う。

・正門門扉の大規模な改修又は竣工当初の門扉への復原

平成29（2017）年度から令和元（2019）年度の改修工事により、正門の門扉、南側のフェンス、樹木の一部伐採、中庭の整備を行った。正門の門扉は、景観上重要なものであるが、寄付者により作成されたものであったため、令和の改修工事の際に復原せずに残した。将来的に改修が必要となった場合、竣工当初の門扉への復原を検討する。

・樹木の整備、敷地南東の野鳥の森、遊具・プール等の老朽化

外周に関して、樹木の整備、敷地南東の野鳥の森、遊具・プール等の老朽化などの課題が残っている。文化財建造物への影響は小さいが、敷地東端の斜面地については一時的な大雨による敷地内雨水の周辺敷地への流出があり、排水計画を検討し、将来的に排水経路の改善を行う。

・運動場から校舎間の芝生の劣化による渡廊下・校舎への土・砂の流入

緩衝帯である運動場から校舎間の芝生の劣化により、渡廊下・校舎への土・砂の流入が起こっている。将来的に芝生の再設置等による流入防止の措置を行う。

2 環境保全の基本方針

これまででは、文化財建造物の保護や運営、予算上必要な範囲で臨機応変に対応し、文化財建造物周辺の環境を保全してきた（図3-1）。豊かな自然環境と文化財建造物が共存している現在の状況を可能な限り維持するというこれまでの環境保全に関する方針を今後も堅持する。さらに、文化財としての保存と時代の要請に沿った教育環境の整備との調整を図りながら、より良い状態を保ち、建造物の本来の機能を維持しつつ、貴重な文化財として次世代に引き継いでいくことを基本方針とする。文化財の周辺環境のより良い保全のために周辺の地盤や経年変化への対策を行いながら安全性を確保し、文化財建造物を含めた景観に調和した、外部環境を保全していく。

敷地南側の傾斜地及び敷地境界付近については、敷地外からの景観を考慮し、将来的にフェンス・樹木の整備を検討する。過去に寄贈された樹木については維持管理を行う。文化財建造物の維持・小学校としての活用に支障のある樹木については、移植又は伐採を検討する（図3-1）。中庭の落葉樹については、雨樋等への影響があるため、維持管理を行う。

敷地東側境界のネットフェンスについては、保全区域とその他区域に分かれているが、景観としては一体であり、今後改修が必要となる見込みである（図3-2）。また、敷地南東部分の野鳥の森については、樹木の剪定・下草の管理を行う。

3 区域の区分と保全方針

計画区域内における良好な景観を保護・維持するために、図1-3に示すとおり「保存区域」「保全区域」「その他区域及び整備区域」の3つの区域に区分し、各区域における保護の方針を以下のとおり定義する。

(1) 区域の区分

本計画では、旧西脇尋常高等小学校の敷地について、以下のように区域を設定し、範囲を図1-3に示す。

ア 保存区域

保存区域とは、重要文化財建造物を含む区域で、その区域内では新たな建造物は建設せず、上地の形質も防災上必要な場合を除き現状を維持する区域のことで、3棟の重要文化財建造物及びその維持に必要な周辺部分を指す。

本計画においては、文化財を構成する木造校舎3棟、西便所、東便所、東渡廊下、中央渡廊下、西渡廊下、正門に加えて、前庭の一部（第一校舎南面から芝生・縁石まで）及び中庭からの景観が文化財と一体的な価値があると考え、範囲を定めた。

イ 保全区域

保全区域とは、保存区域の周辺で保存区域との調和を図る区域であり、その土地形状も現状保存に努める範囲とする。また、防災管理のうえで重要なエリアも保全区域とし、同様に現状保存に努めるが、今後必要に応じた対策を進めることとする。

本計画においては、運動場からの景観が重要文化財建造物と一体的なものであり、設計者が意図した空間構成と意匠をよく表していること、竣工当初の建造物である東門が敷地内東端にあることなどから範囲を定めた。

ウ その他区域及び整備区域

重要文化財建造物を活用するために必要な施設で、特に重要文化財建造物では対応でない機能を補完する施設の整備を行う区域を整備区域とし、この区域内で新築や改築を行う際には、可能な限り周囲の環境や景観を損なわないデザイン、規模となるよう配慮する。

図1-3のとおり上記ア・イ以外の学校敷地の範囲とし、RC校舎、体育館、駐車場、プールを含めた。文化財建造物の現在の活用・外観・内部維持に特別教室を有するRC校舎、体育館・プールとの一体的な利用が必須であるためである。RC校舎北側の消火水槽、及び火災が起きた際の防火水槽としての利用も将来的に行う予定であるプールについては、文化財建造物の防火の観点から整備区域に含めるものとした。今後の文化財の公開活用や教育環境の整備における活用についても考慮し、整備区域の範囲を定めた。

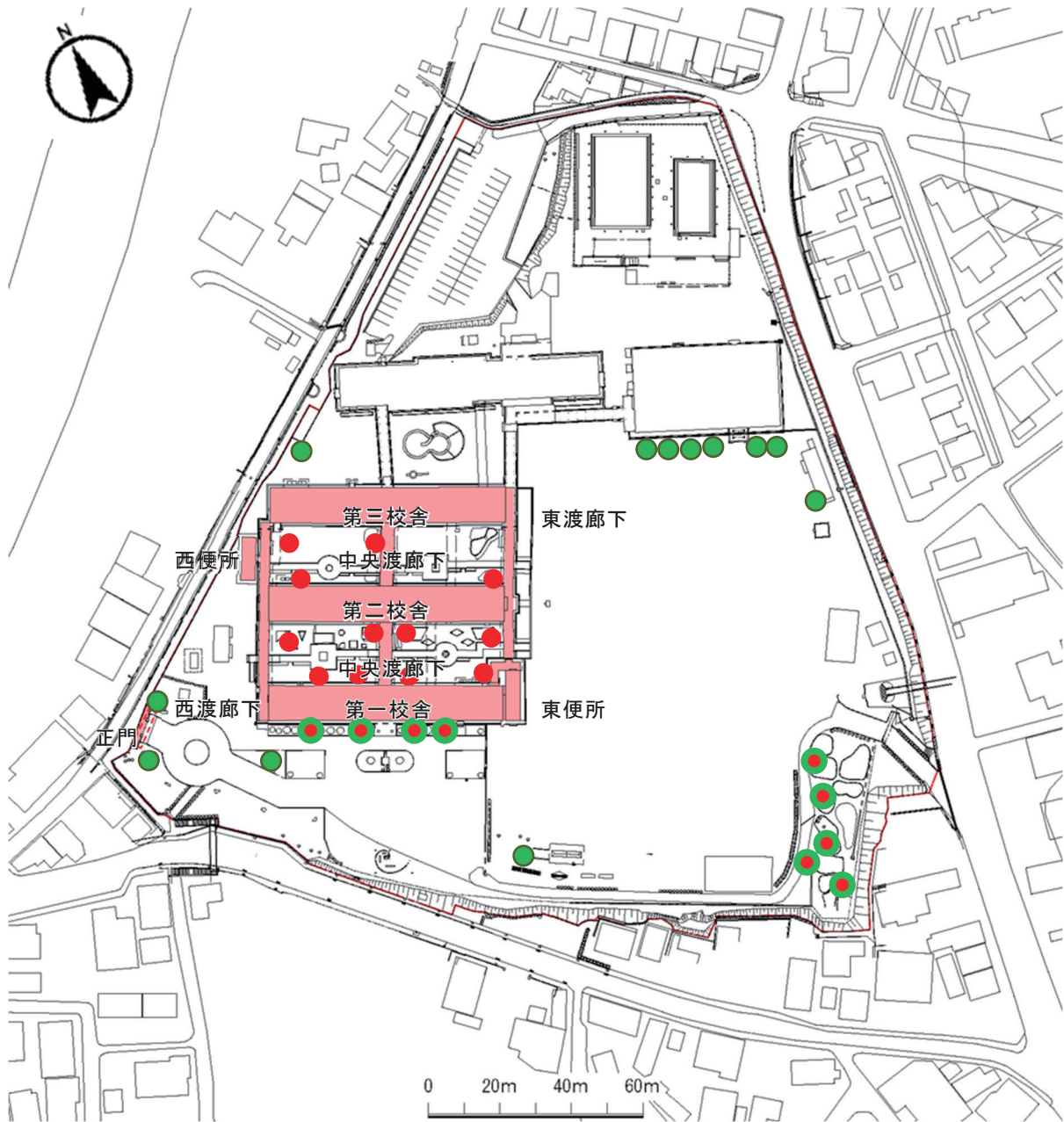


図3-1 文化財周辺樹木位置図

凡例

- : 保存樹木（一部記念植樹された樹木を含む）
- : 要管理樹木
（重要文化財に隣接しており、接触もしくは屋根より高い樹木）
- : 管理が必要な保存樹木
- : 重要文化財建造物

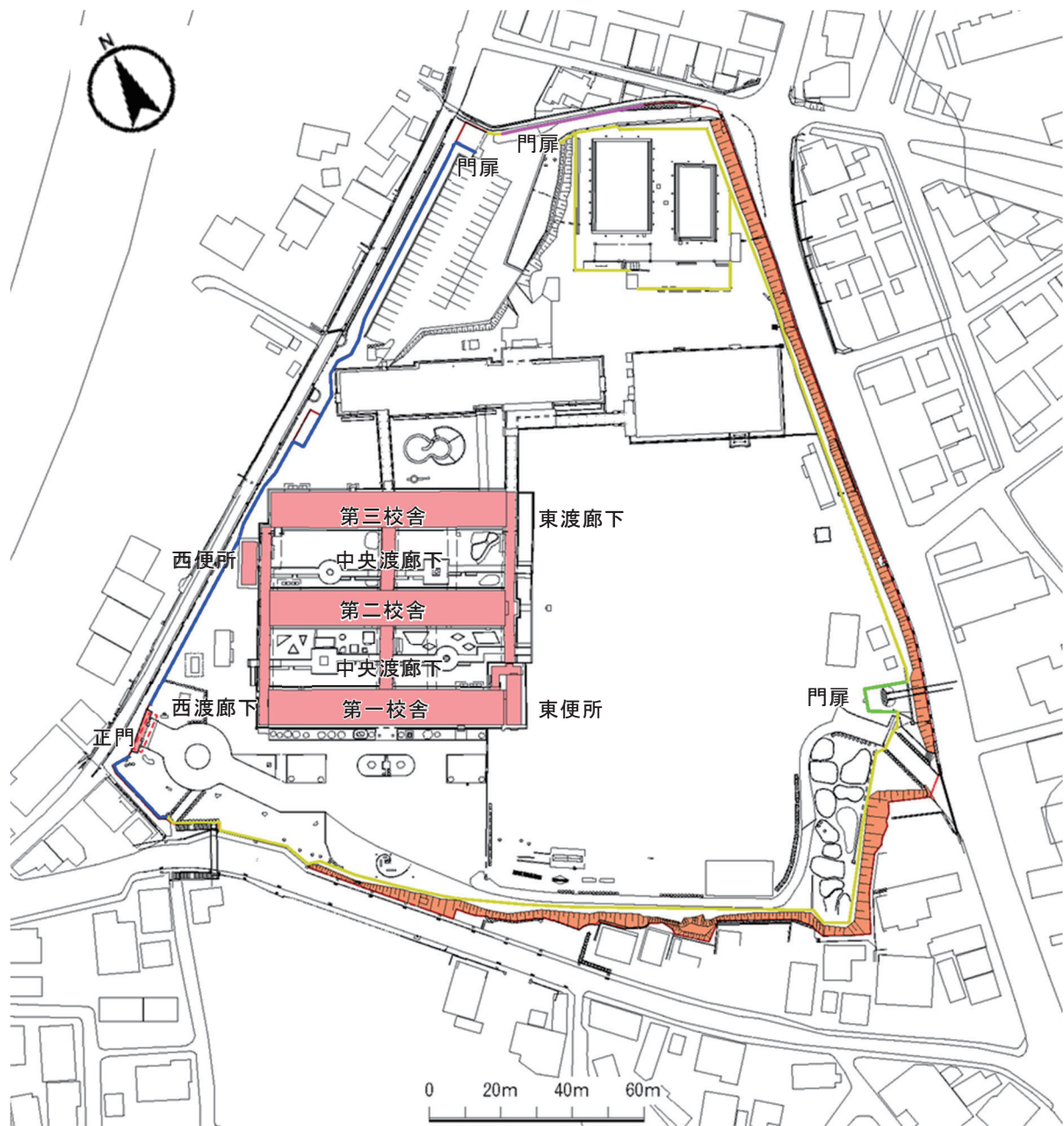


図3-2 環境保全施設配置図

- 凡例
- : 重要文化財建造物
 - : 擁壁
 - : スチールフェンス (整備済)
 - : 目隠しフェンス (整備済)
 - : ネットフェンス・門扉 (整備済)
 - : ネットフェンス・門扉 (未整備)

(2) 各区域の保全方針

ア 保存区域の保全方針

保存区域では、主に校舎南側及び中庭からの、重要文化財と一体となった景観の維持に配慮し、その価値を損ねることがないようにする。

イ 保全区域の保全方針

保全区域の多くはグラウンド、樹林などの屋外空間であり、豊かな自然環境を今後も維持できるよう適切な管理を行う。なお、指定されている範囲での樹林や樹木の剪定、伐採に当たっては、西脇市の所管課と協議し適宜指導を得ながら管理を行う。校内の景観を乱す実生樹木・雑草の除去、周辺建物へ悪影響を及ぼす支障樹木は剪定等の管理を行う。

ウ その他区域の保全方針

その他区域には RC 校舎・体育館・プールを含む。現在の木造校舎の平面計画・外観・内部維持に不可欠であるためである。木造校舎の小学校としての活用に特別教室を有する RC 校舎、体育館・プールは必須であり、一体とした利用がされなければ、現在の木造校舎の活用を維持することが困難である。それぞれ適正な保存管理を行うとともに、時代に沿った教育環境の整備や活用を行い、敷地内の建造物と一体となった景観の維持及び向上に努める。

エ 整備区域における整備方針

(ア) 土地の整備方針

教育環境の整備のために新たな施設の建築を行う可能性がある。将来的な全体計画を検討しながら、保全を前提としない建造物（その他建造物）の建替・除却や、景観及び環境に影響が少ない新築等の範囲内で工事を行うことを基本方針とする。

(イ) 活用に伴い必要となる施設の設置方針

日常的に小学校施設として活用するに当たり、将来教育内容に改変が起こった場合は、それに伴う実験機器等の新規設置工事が想定される。

また、現状は敷地内を訪問者が通行することや、前面道路から文化財建造物を見学することが困難である。文化財の公開活用に資する設備として、年2回の見学会の際以外にも文化財建造物を見学できるように、訪問者が自由に往来できる遊歩道を設置することを将来的に検討している。

4 建造物の区分と保護の方針

(1) 建造物の区分

重要文化財建造物の保護に伴い、計画区域内に所在する全ての建造物について、「保存建造物」「保全建造物」「その他建造物」の3つに区分する（図3-3）。

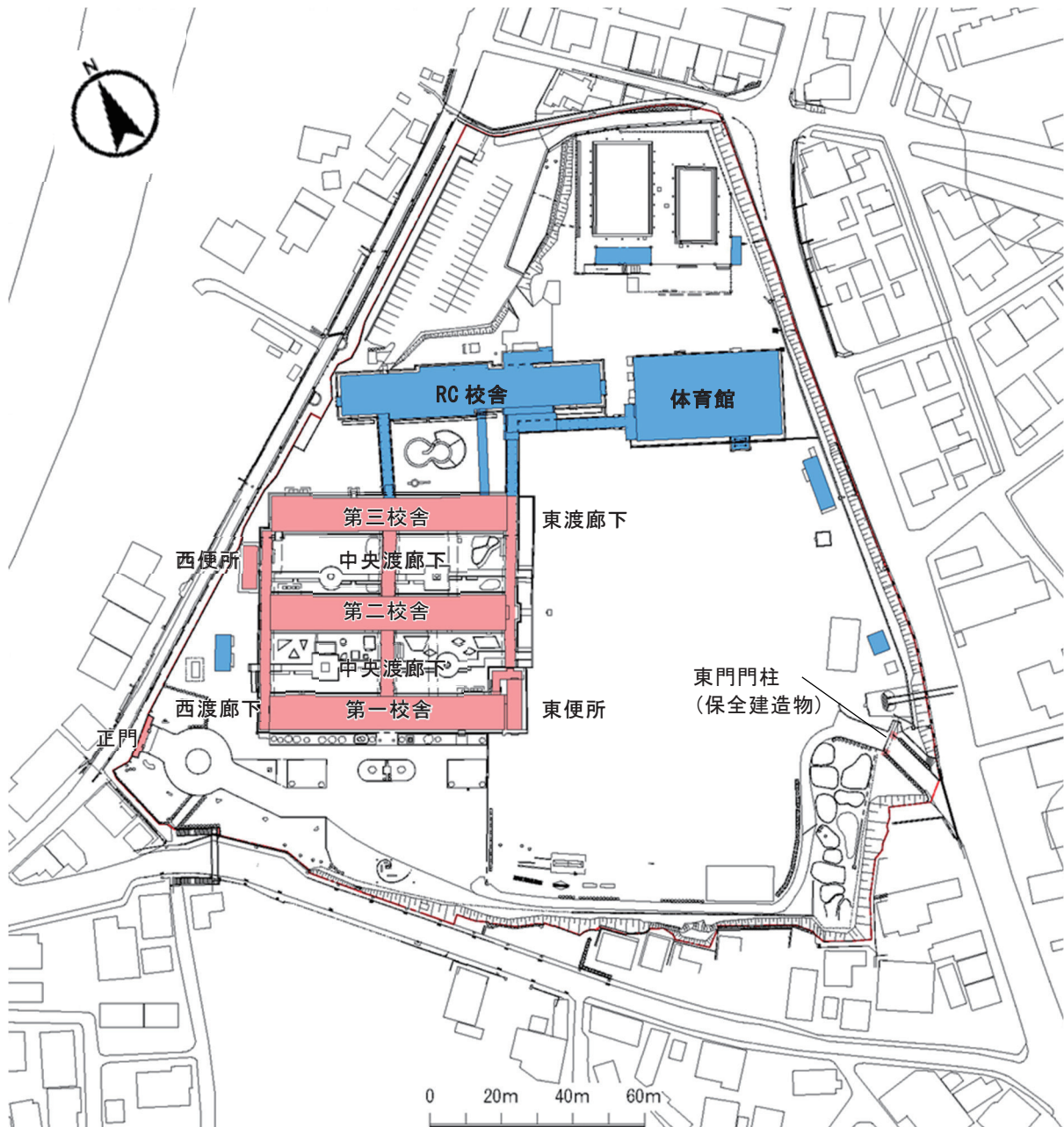


図3-3 計画区域内建物区分図

- 凡例
- : 保存建造物
 - : 保全建造物
 - : その他建造物

ア 保存建造物

重要文化財3棟及び附（つけどり）指定の東便所、西便所、東渡廊下、西渡廊下、中央渡廊下、正門を保存建造物とする。

イ 保全建造物

保全建造物とは、保存建造物である重要文化財建造物とともに敷地内の景観を構成する要素として保全を図る建造物のことで、ここでは竣工時に建設され、その一部が残存している東門を保全建造物とする。

ウ その他建造物

保存建造物及び保全建造物以外の建造物をその他建造物とし、教育環境の整備や活用に資するため、適宜改修や改築を行うことを想定している。

(2) 建造物保護の方針

ア 保存建造物

重要文化財建造物については、第2章の保存管理計画で示した内容に基づき適切な保存管理を行う。

イ 保全建造物

保全建造物の改修等に当たっては景観の維持等、重要文化財建造物との調和に留意する。

ウ その他建造物

その他建造物の改築や改修に当たっては、保存建造物・保全建造物に影響を及ぼさないよう留意し、景観の維持等に配慮する。

5 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

ア 洪水・土砂災害

敷地は丘陵地上に位置し洪水に見舞われるおそれはないが、敷地南・東側については傾斜地となっており、敷地境界に近接して民家等が点在し、道路にも隣接している。敷地南東の境界付近法面における土砂崩れの防止や、豪雨の際の隣地への排水の抑制が今後の課題である。また、その他区域の範囲内である敷地北側の傾斜地が、兵庫県土砂災害警戒区域図にて土砂災害警戒区域（Y区域）に指定されており、屋外プール・駐車場が区域に含まれている。どちらの区域に関しても状況を常に把握し、予防処置や緊急対応等の体制を整えておく必要がある。

イ 敷地内における危険木

敷地内の自然林は大半が手つかずの状態であり、樹齢が長い高木も含まれている。また、保全区域である敷地南側の敷地境界周辺には擁壁・法面があり、倒木の防止のため管理上の注意が必要である。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

現状を維持できるよう日常的な維持管理を継続していく。

ア 治山・治水

兵庫県地域防災計画に示されている災害時の対応や、土砂災害防止法の規定を順守し、治山・治水への対応を行う。

イ 洪水・土砂災害

大雨等の際の敷地内及び敷地周辺の状況を常に把握し、土砂災害の予防措置や、土砂災害時の緊急対応等の体制を整えておく。敷地内の土砂災害警戒区域（Y区域）については、土砂災害の発生を考慮しながら、西脇市の所管課との調整を行い、将来的に安全確保のための措置を行う。

ウ 敷地内における危険木

倒木等が起こらないよう、月に一度教職員による安全点検を行っている。また、調査の上優先順位をつけ、年に一度業者による剪定を行っている。

校舎周辺の樹木や植栽された樹木等については、日常点検や剪定作業等を通じて状況を把握し、児童の安全確保を図るため早期の処置を施し、倒木等の危険性を排除する。

エ 建物内の可燃積載物

施錠できる倉庫等により適切に管理し、火災リスクを減らしていく。

以上の措置に併せて、将来的に土留め擁壁の改修、不要な樹木の伐採が必要な場合は対応する。

6 環境保全施設整備計画

本計画対象区域内において、重要文化財建造物は竣工時の機能を十分に保持し、教育の場として活用され、周辺の自然環境とも調和している。現状通り覆屋や火除地は基本的には設けないが、眺望に与える影響を考慮した上で、文化財の保存、防災、活用上、現在の状態の維持に必要な施設は適宜整備・改修を行い、重要文化財建造物の保存と活用に努めていくこととする。また、敷地境界付近の擁壁や排水施設についても、日常的に劣化度合の把握に努め、必要に応じて将来的に改修等を行う。

7 周辺樹木の管理

重要文化財建造物を含め敷地内の建造物に樹木が接近していることから、強風による枝の打ちつけや倒木等による建造物への影響がないよう、必要に応じて枝下ろしや剪定等の措置を行うと同時に、中庭等の景観美を保つように維持管理を行う。

また、落ち葉等で排水設備に支障が出ないように定期的に清掃を行うとともに、台風や大雨の接近時には事前の確認を行い、事後は速やかに落ち葉、土砂の排除を行う。

日常管理の中で樹木の状態を把握し、異常が発見された場合は専門家に依頼のうえ、樹勢回復、支持材設置、枝払い、伐採等の対策を施す。

第4章 防災計画

1 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア 当該文化財の燃焼特性

令和の改修工事の際、外部からのもらい火対策として、外壁の防火構造（スレート張り）に加え、軒裏の木板張りを防火構造（ケイ酸カルシウム板）に改修した。また、屋根の仕上げは、化粧成型鋼板製（不燃材料）としている。

木造のため建物単体では燃焼性が大きいですが、令和の改修工事にて家庭科室へのIH調理器の整備と、各室の空調機器の整備を行ったため、内部失火の可能性は少ない。

イ 延焼の危険性

近隣への延焼防止対策として、敷地外の隣接する建造物に延焼する危険性を検証するため、輻射熱の検討を行い、支障がないことを確認した。

重要文化財建造物の北西部分には、敷地外に重要文化財建造物から20m以内に近接する空き地がある。建築基準法第22条の地域に該当するが、敷地外のため建造物に関するその他の制限を設けることが難しい。また、重要文化財建造物の構造や敷地北西部分の状況から、ドレンチャーなどの防火設備による延焼防止措置は現実的でない。西脇消防署が比較的近隣にあるため、初期消火・消火活動には問題ないが、将来的に建造物が建つ際は、建造物の仕様について指導・相談を行うことを検討する。

また、日常的に小学校として活用するため、敷地内に紙等の可燃積載物が発生することなど、火災の被害を大きくする要因は全くないとはいえない。

ウ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

学校防災マニュアルに、火気使用の管理、放火防止のための防犯体制、出火時の消火体制、について定め、学校の維持管理を行っている。過去に火災等の大きな事案はない。なお重要文化財建造物は昭和9年（1934）から昭和11年（1936）に竣工したため、令和の改修工事以前は消防法に関して既存不適合の状態であり、これまで必要最低限の消防設備及び防犯設備で、防火及び防犯対策を行ってきたが、令和の改修工事によって屋内消火栓・自動火災報知設備・消火器等を設置し、現行法を全て満たしている。また、輻射熱の検討を行った上で、建造物からの出火による、隣地への延焼のおそれはないことを確認している。

しかしながら、重要文化財に指定されたことにより、今後これまでよりも見学会などによる学校関係者以外の来校が予想されることから、改めて西脇消防署との協議を行い、重要文化財として必要な防災計画について協議した。引き続き必要に応じて設備の整備・追加設置を進めることとする。

今後、より良い防災対策を推進するために、地震、強風、落雷等の自然災害や破損、放火等の人的災害の被害の想定を行い、一体的な防災計画を立てる。現時点では夜間・休日に無人となるため、機械警備による防犯体制をとっているが、外部からの放

火に対する措置がないため、重要文化財建造物外壁に近接した位置に、将来的に自動火災報知設備(屋外での出火を感知する炎感知器)の設置を行う。

(2) 防火管理計画

ア 防火管理者の役職名

役職名：西脇小学校校長

イ 防火管理区域の設定

防火管理区域の範囲を図4-1に示す。区域の設定に当たっては、重要文化財建造物に隣接する建物や樹木等を以下管理者の基準に従い取り決めた。

(ア) 重要文化財建造物

(イ) 近接建造物等

重要文化財建造物に近接して延焼のおそれのある建造物・樹木等で、重要文化財との近接距離が20m以下のものとして設定した。

近接建造物には鉄骨造渡廊下・CB造倉庫があり、自動火災報知設備は設置されていない。いずれの建物も屋根葺材は植物性のものでない。

(ウ) 防火管理区域

重要文化財建造物の周囲20mの範囲として設定した。

重要文化財建造物、近接建造物等、及び防火管理区内の火災予防については、西脇市教育委員会及び西脇消防署の指導のもとに、初期消火体制と消火訓練計画を定める。

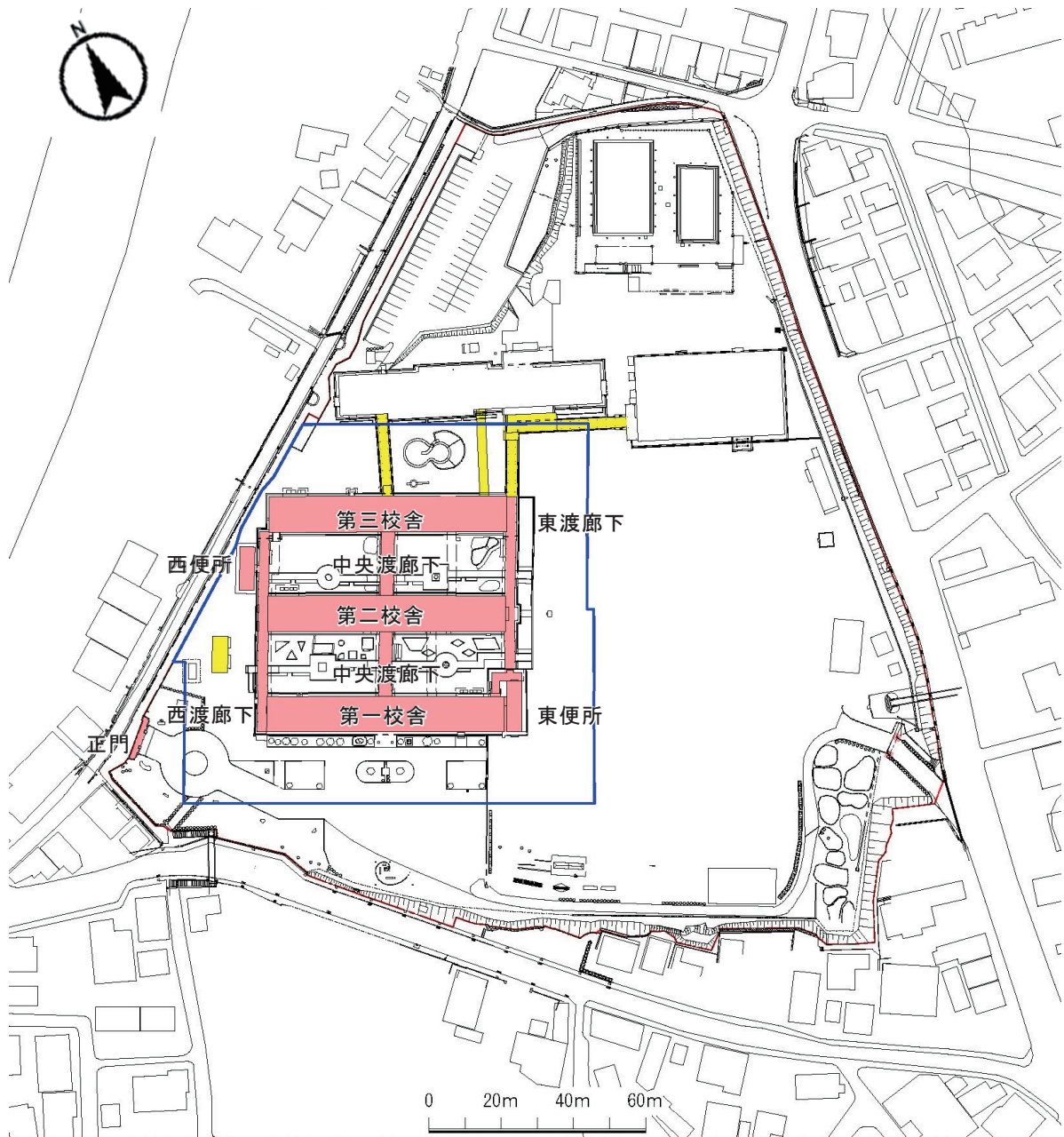


图 4 - 1 防火管理区域配置图

- 凡例
- : 防火管理区域
 - : 重要文化財建造物
 - : 近接建造物等

ウ 防火環境の把握

輻射熱の検討を行った上で、文化財建造物からの出火による延焼のおそれはないことを確認している。

エ 予防措置

「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」に基づき、主に以下の対策を実施している。

- ・各種点検の実施
- ・自動火災報知設備の設置
- ・消火器具、屋内消火栓設備等の設置
- ・定期的な巡視、監視、可燃物等の整理、管理
- ・消火活動の場所の確保、確認
- ・避雷設備の設置
- ・監視カメラの設置
- ・早期に火災が覚知できる体制等の検討
- ・防災計画の策定
- ・機械警備システムの設置

また、学校防災マニュアルに、放火防止のための防犯体制、出火時の消火体制、避難体制、キュービクル内の漏電火災警報器、夜間や休日の機械警備等を記載し、同マニュアルに基づき以下の予防措置を行っている。

(ア) 可燃物の管理・点検

建造物内部においては、日常的には紙以外の可燃物は発生しない。発生した可燃物は、所定の場所に仮置きの上まとめて廃棄する。

また、各教室の火気・施錠責任者による点検、校長・教頭による校内一巡、異常の確認を各日施錠前に行っている。

なお、家庭科室を含めた各教室はIH調理器を使用しており、火気の使用はない。

(イ) 警備

日常的な警備としては、各教室の火気・施錠責任者及び校長・教頭により校内の異常の確認を各日施錠前に行っている。

また、主要な箇所に監視カメラを配置し、職員室のモニターにより監視を行っている。夜間・休日は施錠管理及び機械警備等で対応するため、あらかじめ異常があった際の連絡体制を決定している。

(ウ) 安全対策

a 避難経路等の確保

- ・2階渡廊下の柱・梁を耐火構造、屋根を不燃材料とすることで、木造校舎2階からの2方向避難の経路を確保している。

・学校の開校時、避難経路上の戸は、常時開放し、道路・運動場への避難のための敷地内通路を2方向以上確保している。

・第一校舎2階廊下に避難はしごを設置済。第二校舎2階東端の図書メディア室、第三校舎2階のコンピューター室に救助袋を設置済

b 収容人員の管理

学校防災マニュアルにおいて、各学級の児童数・避難要領について規定している。

オ 消火体制

・西脇市教育委員会及び西脇消防署の指導のもとに、初期消火体制と消火訓練計画を定め、年1回以上消火訓練を実施する。

・消防法の規定に基づく自動火災報知設備を全室・全廊下に設置している。

カ その他

消防活動用地の確保として、建物周囲にある避難に必要な通路と消防活動に必要な空地は確保しているが、消防活動に支障が生じないよう適正に維持管理を行う。

(3) 防犯計画

ア 事故歴毀損・放火・盗難等の事故の履歴

過去に毀損・放火・盗難等の事案は発生していない。

イ 事故防止のために講じている措置

平日の日中は児童・教職員など多くの者が利用しているため、安全管理を図るため以下の有人による警備を行っている。

(ア) 毀損事故防止に関する措置

木造校舎外壁及びRC校舎外壁に防犯カメラを設置し、毀損事故防止の措置としてしている。また、教職員が校門の開閉を行っている。

(イ) 放火防止に関する措置

上記防犯カメラを設置し、放火防止の措置としてしている。また、校長（又は教頭）による校内一巡・異常の確認、教室ごとに決定している火気・施錠責任者による火気・施錠の点検を各日行っている。

(ウ) 盗難防止に関する措置

上記防犯カメラの設置に加え、機械警備設備を校舎内に設置している。

ウ 今後の対処方針

現状日常的に必要なに応じて教職員により防犯カメラの映像を確認しており、特に事案は発生していない。

過去に小動物による機械警備設備の誤作動が報告されていることから、対策を行うと共に、防犯対策について引き続き慎重な検討を行う。

現状休日・夜間においては無人となっていることから、防災・防犯における対策についてもより一層の対策が求められるが、有事の際は西脇消防署から5分～10分で到着することを協議の上確認している。

西脇消防署と協議の上、放火・防犯対策として将来的には自動火災報知機を屋外・渡

廊下に増設し、RC棟北側のプールを防火水槽とすること等を行う予定であり、必要な貯水容量・管理方法等について協議を行っている。また、北はりま消防組合火災予防条例第23条第2項に基づき、「火気厳禁」とする標識についても設置済みである。

(4) 防災設備（防火・防犯設備）

ア 防災整備の現況

表4-1に記載のとおり、以下の防災設備を設置している。

(ア) 火災警報設備

消防法の規定に基づく自動火災報知設備を全室・全廊下に設置している。その他防災設備の位置を図4-2に記載する。

(イ) 消火設備

消防法の規定に基づく屋内消火栓設備、消火器を各棟に設置、消火水槽をRC校舎北側に設置している。消防法の規定に基づき、防火設備・消火水槽の点検については定期的に行っている。また、放火・防犯対策として将来的に自動火災報知機を屋外・渡廊下に増設する。

(ウ) 避雷設備（棟上げ導体設備、棟上げ突針設備、独立避雷針設備、独立架空地線設備、その他）

自動火災報知設備等の設備の落雷被害対策として、避雷導線を各棟に設置している。将来的に雷サージ保護対策（SPM）の設置を検討する。

(エ) 防犯設備（防犯灯、監視設備、警報設備、非常通報設備、その他）

機械警備設備を各棟に設置している。図4-3に防犯設備の位置を記載する。

表4-1 防火・防犯のための設備一覧

・消防法で規定される設備

消防関連設備名	校舎名	階数	設置位置	備考
自動火災報知設備	全校舎	1、2階	全室及び廊下	
易操作性1号消火栓	全校舎	1、2階	廊下に2箇所	消火範囲は25m以内
救助袋・避難梯子	第一校舎	2階	廊下	
	第二校舎	2階	図書メディア室	
	第三校舎	2階	コンピューター室	
漏電火災警報器	-	-	キュービクル内	
誘導標識	全校舎	1、2階	廊下	
消火器	全校舎	1、2階	廊下	

・消防法の規定以外で、防火・防犯のための設備

防災無線+校内放送	全校舎	1、2階	全室及び廊下	
防犯カメラ	-	-	屋外	
機械警備	全校舎	1階	全室及び廊下	
		2階	図書室 コンピューター室	

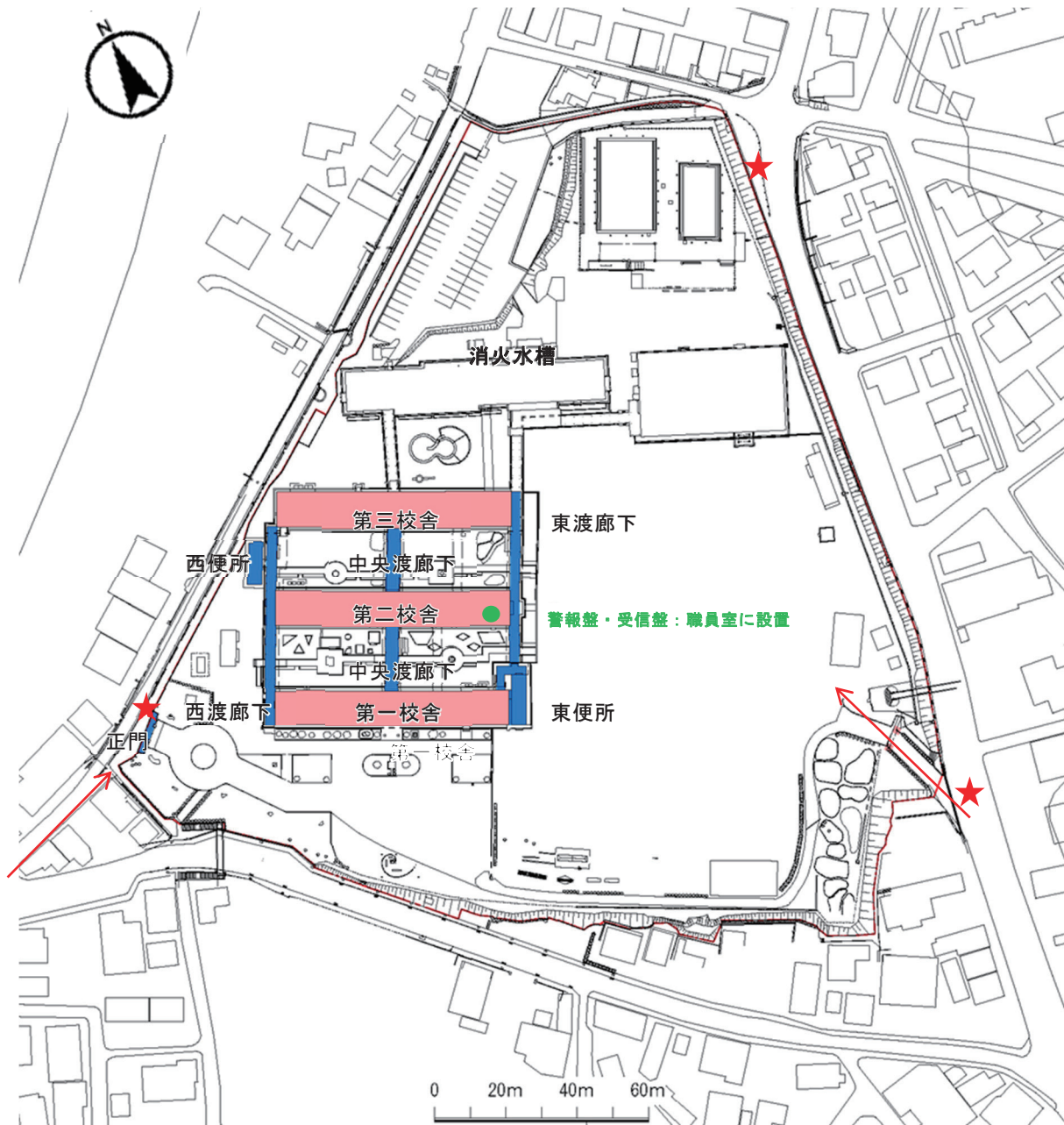


図4-2 防災設備配置図

- 凡例
- : 重要文化財で自火報が設置済建物
 - : 重要文化財で屋内消火栓が不要な建物
 - : 受信盤・警報盤設置位置
 - ← : 消防車侵入経路
 - ★ : 公共消火栓の位置を示す

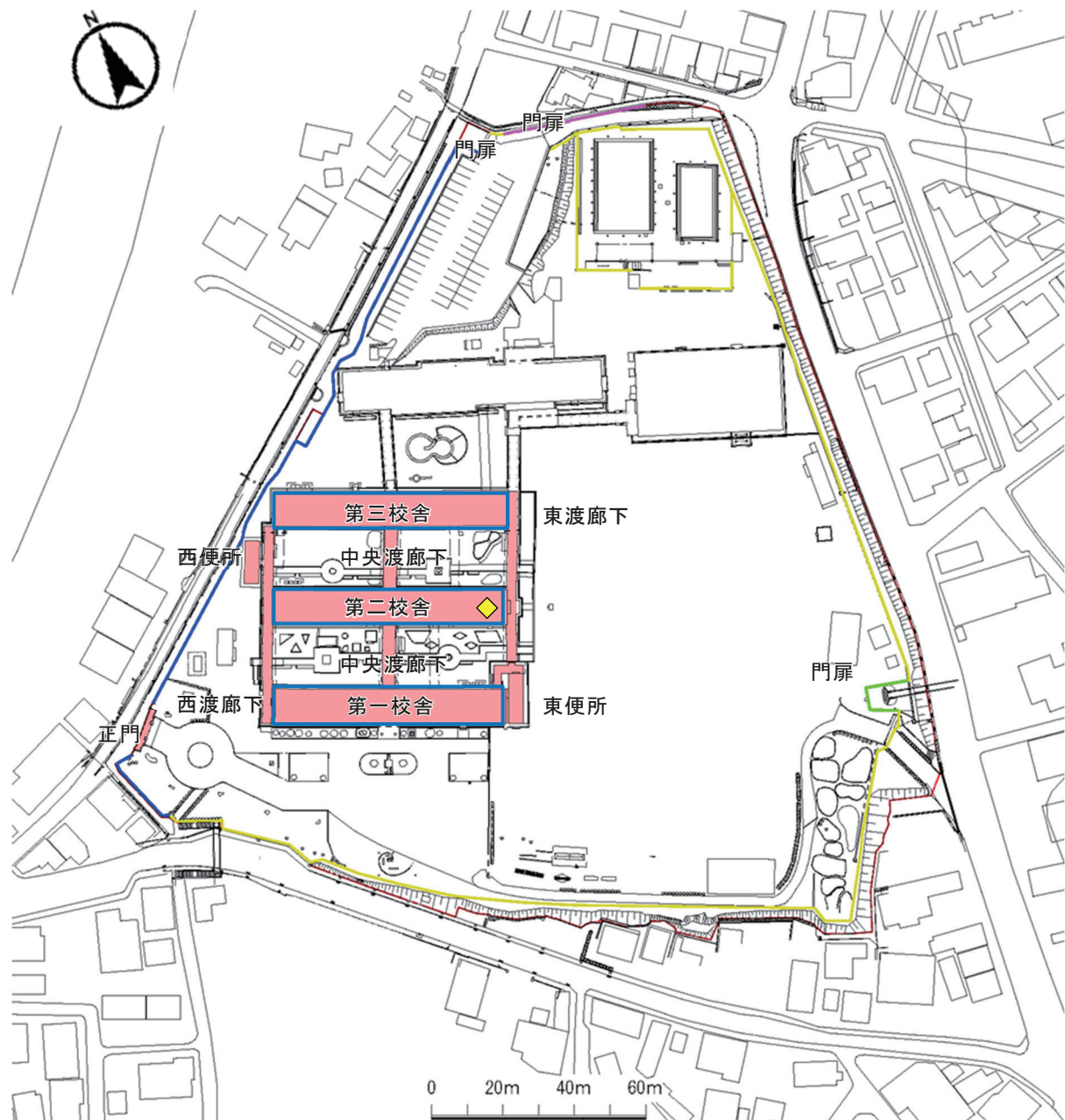


図4-3 防犯設備配置図

- 凡例
- : 重要文化財建築物
 - : 重要文化財建築物で防犯用センサー設置済範囲
 - ▶ : 監視カメラ (敷地内3箇所) ※防犯上位置は記載しない
 - ◆ : 監視カメラモニター設置場所
 - : スチールフェンス (整備済)
 - : 目隠しフェンス (整備済)
 - : ネットフェンス・門扉 (整備済)
 - : ネットフェンス・門扉 (未整備)

イ 保守管理計画

(ア) 定期点検

消防法により定められた定期点検を実施するものとし、同法に定めていない防火設備及び防犯設備についても、同法に準じた点検を実施し、点検結果に基づき速やかに機能の回復を図る。

(イ) 記録

点検、修理、更新についての記録を整えて、防災設備の現況について日頃から、所轄消防署等の理解を得ることに努め、緊急時の対応が速やかにできるように努める。

(ウ) 防犯

- ・敷地の出入口や校舎の外部に防犯カメラを設置する。
- ・教職員による日常的な監視と児童からの連絡に対して、適切に対処できるように学校防災マニュアルに基づき、平時からの対応方策の確認を行う。

(エ) 防火・避難

- ・初期消火が可能となるよう校内に屋内消火栓を設置している。
- ・屋内消火栓の操作方法についても教職員による防火訓練を毎年1回以上行う。
- ・改修により消防法等に定められている2方向避難を確保し、自動火災報知設備、救助袋の設置により、発火の初期段階で避難を可能とする。

(オ) 非常放送

- ・火災発生時や地震発生等に対処できるよう、改修により、校内非常放送と防災無線を連動させるとともに、上記の避難訓練に含めた訓練を行う。

(カ) 防災マニュアル

- ・学校防災マニュアルには、火気使用の管理、放火防止のための防犯体制、出火時の消火体制、避難体制、キュービクル内の漏電火災警報器、夜間や休日の機械警備等を記載し、同マニュアルに基づき学校の維持管理を行う。

2 耐震対策

(1) 耐震診断と耐震対策工事

ア 地震時の安全性に係る課題・改善措置

(ア) 平成24年度の耐震診断

西脇小学校木造校舎3棟について「精密診断法Ⅰ保有耐力診断法」による耐震診断を行った。診断の結果は大規模な構造補強を必要とするというものであった。

(イ) 令和の改修工事

耐震補強の目標として $IW=1.1$ を設定し、以下の考え方にに基づき耐震工事を行った。

- ・構造補強は当初の構造システムの維持を考慮し、構造材についても当初材の保存を心掛けた。
- ・基礎については、各棟共に無筋コンクリートであることから、外周の布基礎については内部側に鉄筋コンクリートの増し打ちを行い、内部間仕切り壁下の蟻燭束については両面から鉄筋コンクリートの増し打ちを行うことで布基礎として一体化を図った。
- ・外部側に24mm厚の構造用合板を必要量だけ増し張りすることで、内部の壁仕様を守った。
- ・柱の脚部補強に伴うボルト留めは、付柱と腰板張りで隠れる範囲で行った。
- ・床の水平剛性の改善のために根太補強と構造用合板張りを行った。
- ・垂木・化粧裏板の水平剛性については、垂木補強と構造用合板張りを行った。
- ・一部、2室1空間の大教室については天井上部に受材を設けて丸鋼ブレースによる補強を行った。
- ・第三校舎の中央廊下より東側については軟弱地盤であるため、地盤改良を行った。
- ・界壁については構造用合板による補強と、防火仕様として求められるラスボードを片面、又は両面張りすることで対応した。
- ・東便所と西便所については、壁量計算による構造診断を元に補強を行った。
- ・渡廊下については、校舎と縁切りを行うことで単独の構造として構造診断を行った。中央渡廊下、東西渡廊下共に既存の基礎用金物を利用し、柱及び方杖については各渡廊下共に木柄を一回り大きくし、接続ボルトも改めることにより強度を確保した。垂木・化粧裏板については、解体しなくても柱、方杖の取替えは容易であることから、旧状をそのまま維持した。

(2) 今後の対処方針

関係者が防災に対する共通の認識を持って、地震時に対処できる体制を整備していく。被災者の救助を優先して行うため、被災時には学校防災マニュアルの避難要領に基づいた避難を行う。また、文化財建造物とその部材の保護に努める。

3 耐風対策

(1) 被害の想定

台風等の強風により建造物に直接の被害が生じないように、建築基準法に基づき必要な耐風性能を確保している。

(2) 今後の対処方針

当面は定期的に点検を行い、異常が認められた場合は児童が近づかないよう制限するとともに、速やかに修理を行う。

4 その他の災害対策

(1) 予想される災害

・当該地域における地方公共団体の治山・治水計画

本計画の対象区域における地方公共団体の治山・治水計画としては、災害対策基本法第40条に基づいて作成された兵庫県地域防災計画があり、災害時の地域防災に関連して治山・治水計画の概略が示されている。

また、本計画区域内には、土砂災害防止法に基づき指定を受けた「土砂災害警戒区域」（指定者は県知事）が所在する。急傾斜地の崩壊が危惧される場所として平成23（2011）年3月に告示されており、計画区域北東部分にあたる。（図4-4）

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守ることを目的として、土砂災害のおそれのある箇所の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを基本としている。

また、計画区域内北東部の体育館は災害時の「避難所」に指定されており、延焼の危険性が少なく、大規模災害時に一時的に多くの人数が避難できる大規模な建物となっている。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

学校防災マニュアルに、被災時の処置を取り決めている。

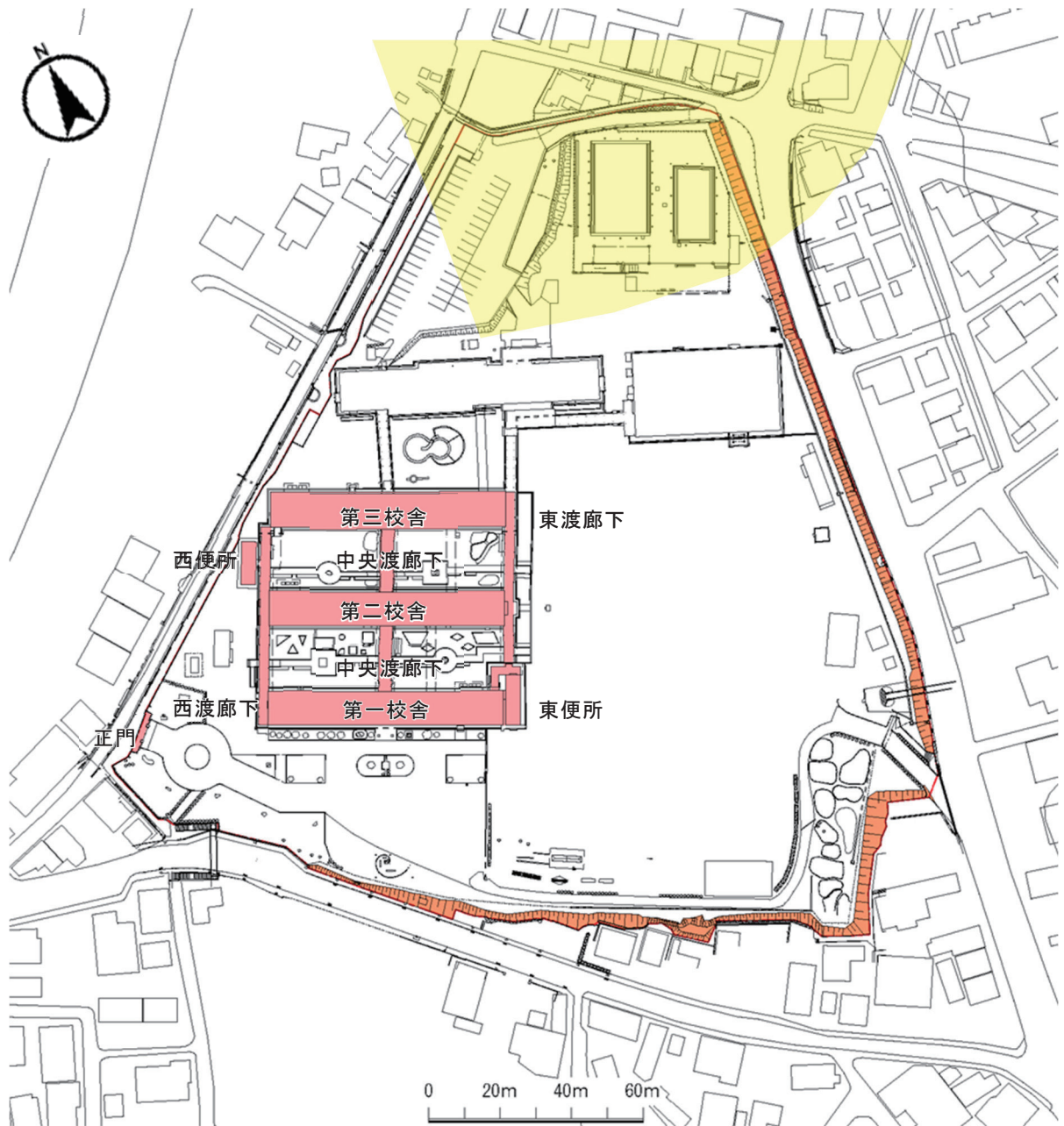


図4-4 施設配置図及び計画図
(土砂災害警戒区域等)

凡例

- : 計画区域
- : 重要文化財建造物
- : 土砂災害警戒区域
- : 既存擁壁

第5章 活用計画

1 活用の基本方針

(1) 基本方針

西脇小学校（旧西脇尋常高等小学校）における重要文化財建造物の大半は、建設当初の意匠及び用途を維持し、現在も教育の場として機能しており、そのことが文化財の価値となっているため、教育施設としての利用を主な活用とする。

なお、西脇市教育振興基本計画では、児童が自己実現を目指し、個性を尊重された教育環境を実現することを目指しており、地域社会との協働、教育研究の推進、社会に貢献できる人材の育成などを目標として掲げている。そのため、主である小学校としての活用はもちろん、見学会や地域の歴史についての展示等の、公開活用を行うことで、学内外の人々が文化財を訪れ、学校と地域社会とのつながりを深めることや、地域の歴史や文化についての学習、地域の文化財を守ることの重要性の理解を深めることが期待されるため、公開活用も行う。

(2) 現在の活用状況・利用者と今後の対応

・児童、保護者、教職員にとっての活用

小学校としての日常的な利用に加え、これまでは参観日・運動会・音楽会・マラソン大会等の小学校行事、PTAによる文化活動などが行われている。また、児童が学習の一環として文化財としての校舎について学ぶことも想定される。小学校施設としての使用が主となるため、建物の使い方についてのマニュアルを作成した上で恒常的に文化財であるという認識の定着を図る。

・卒業生、地域住民、西脇市民にとっての活用

卒業生の集まりによる交流行事、西脇市民によるスポーツ活動などが行われている。不定期な利用が想定されるため、利用時に本計画の方針を説明し理解を促す。

・フィルムコミッションにとっての活用

過去にいくつかの作品において、映画撮影が行われている。西脇市の条例等により撮影時のルールを規定しているが、今後は本計画に基づき、撮影時の条件を再検討する。

・一般見学者にとっての活用

過去に複数回見学会を行っており、今後も定期的に行う予定である。見学会の際に記念室にて西脇市及び西脇小学校関連資料の展示を行っている。見学会開催時には、本計画の方針を説明し理解を促す。

なお、記念室については見学会に併せて、西脇市及び西脇小学校関連資料の展示を行うことを中心として活用する。不定期に卒業生・西脇市内外の住民・児童が展示・集会に利用することも可能な空間として位置付ける。

2 公開計画

(1) 建造物の公開計画

公開を含めた重要文化財の活用にあたっては年度計画により、頻度・時期・引率者・禁止事項等を定める。見学は自由動線とはせず、見学ルートを設定することで、文化財の保存と見学者の安全に配慮する。計画的に活用事業を実施するとともに、事業実施に際しては十分な広報を行う。小学校としての活用を主に行うため、教育の妨げになるような、休日以外での内部見学等は原則断ることとし、外部についても児童の気が散らないよう公開範囲を計画する。

以下の項目に基づき西脇小学校（旧西脇尋常高等小学校）の公開計画を定める。

- ・公開に際しては、所定の手続を事前に行い、許可を得たもののみ公開する。
- ・公開場所は、外部のみの場合、内部の場合は記念室のみの場合、公開できない職員室等を除く校内を含む場合に分けて公開計画を定める。
- ・公開の手続、申込先、公開に伴う規則等については、公開を希望する個人・団体の目的に従い別途定める。
- ・公開に際しては、原則として係員（現在は主に西脇市教育委員会・教職員）の立会いを行う。
- ・外観の公開については、規定の日時についてのみ可能とし、公開可能範囲を定める。
- ・内部の公開については、本建造物が教育施設であることから、児童に不安を与える可能性のある平日の公開は原則行わないこととする。
- ・休日、長期休日期間（春、夏、冬）において西脇市教育委員会主催の公開日を定め、内外部の公開を行うこととする（公開範囲、公募方法については別途定める）。
- ・公開に際しては、教育活動に配慮する必要があるため、常に重要文化財建造物全てを公開の対象とすることはできない。そのため、建物の公開にあたっては年次計画を策定のうえ、計画的に公開を行っていく。公開に供する掲示物やパンフレット等は適宜用意するが、ガイダンスや外部トイレの利用計画も検討する。

(2) 関連資料等の公開計画

ア 見学会と併せて西脇市及び西脇小学校に関連する常設展を第一校舎記念室で行う。保存資料の紹介やパネルによる展示を行い、令和の改修工事の概要等を紹介している。

イ 旧西脇尋常高等小学校設計図書、令和の改修工事の際の検討資料等の公開を行っている。

(3) 公開における課題と対策

・文化財建造物の見学会等について、見学の範囲や内容・人数・時間制限の設定等の基本的な考え方の策定

今後の活用のために、設備の充実や使用者に注意事項を周知するための活用マニュアルを作成し、その中で見学者の人数制限や時間制限の設定、随行するガイドについて策定する。なお、防災マニュアルについては策定済である。

国内外の多くの人々によりよく文化財建造物を理解してもらうための啓発活動として、案内板等多言語対応の整備を行い、ホームページやパンフレット、展示パネル等の充実を通して普及啓発を行う。

・ **PTA・西小おやじの会等の既存の想定されるイベントのルールの見直し**

活用についてのマニュアルを作成、関係者への説明を行う。

・ **見学会要望への対応**

過去に要望があったバスツアーや見学会での利用を想定しており、可能であれば外観だけでなく内部の見学についても、展示室として使用する記念室については行う。

・ **教職員、教育委員会職員の対応による負担に対する対策**

将来的にはNPO法人北はりま田園博物館・ボランティアガイドなどの同行を行う。その際の施錠、開錠の責任についても活用についてのマニュアルの中で規定し、説明を行う。

・ **見学会の適切な頻度の設定**

現在の頻度と同じく、年一回から二回を標準とし、ガイドの人数に合わせて将来的に再検討する。

・ **映画撮影についての既存の立会いのルールやマニュアル、管理体制の見直し**

映画撮影に際しては西脇市教育委員会を窓口とし、西脇市の条例等に基づいて指導を行う。

3 活用計画

(1) 活用計画の方針

活用計画の策定に当たって、教育活動と重要文化財の公開活用を両立させる観点から施設の整備活用事業を計画する。重要文化財の保存に十分に配慮しながら活用を行う。また、敷地外からの景観を考慮し、正門周辺・敷地南側からの眺望を考慮した活用計画とする。

(2) 建築計画

ア 校内諸施設の現状と整備計画

・指定された校舎の背後に位置するRC校舎と体育館、プールは文化財建造物を教育施設として活用し、維持していくために必要不可欠のものであるが、いずれも建替えの時期が迫っている。RC校舎は理科室や音楽室、給食室、特別支援教室等、指定建造物を補助する機能を担う諸室が備わるが、老朽化による窓サッシの腐朽や内装の劣化等が著しく、早急な改修が求められるため、将来的に改修等の工事を行う。

・プールについては、令和5年度、応急措置として、プール内部仕上げの補修とプールサイドの人工芝の設置を行った。

・屋内運動場についても既に築後50年を経えており、施設が老朽化しており、断熱性の向上、便所施設の改修及び照明施設の更新が必要であるため、将来的に改修等の工事を行う。

・上記の3施設のうち特にRC校舎については1、2階渡廊下で接続している。1、2階渡廊下については、校舎と一体のものとして整備する必要があるため、将来的に改修等の工事を行う。

・休日・休校日の運動場の使用に伴う便宜措置として西便所を開放しているが、木造建築であることや管理が十分ではないことから、プール又は体育館の改修の際は外部便所の改修・設置が望まれるため、改修工事と併せて将来的に改修・設置等の工事を行う。

イ 施設等整備計画

(ア) 保存管理に係わる施設は、第二校舎の1階東端に位置する職員室に集約して管理しており、防災・設備機器等を集約した総合盤と放送機器、校内監視用のモニター等を設置している。

敷地全周を既成品のフェンスを巡らせて不審者の侵入を防ぐとともに、校門と運動場については職員室のモニターで監視を行っている。

各室には別紙のとおり火災報知器と緊急放送・連絡機器を設置しており、各棟・各階には消火栓を2か所設置している。

各棟頂部には避雷用の導電線を配置している。

排水施設については、令和の改修工事における整備未了の区画として、敷地東端の斜面など敷地境界周辺の排水計画等が残る。

(イ) 公開、活用に係わる施設としては、教育施設であるために専用の駐車場、管理棟、休憩・展望施設、新たな空調等は必要ないが、説明板・標識を適宜設置する必要があるため、将来的に設置を行う。

(ウ) 第一校舎2階の東端に位置する記念室（旧家庭科室）はパネル展示用の器具を設置済みであるが、今後の公開に際して中心となる部屋であるので、将来的にプレゼンテーション等の諸活動に必要なプロジェクター、スクリーン、調光用カーテンの活用、畳の保護のための敷物等の設置を行う。

令和の改修工事において保存した部品、旧材料の整理、及び収集した関連資料、保存・改修工事設計図書類の保存のために、記念室の背後にある棚と第三校舎西階段下の倉庫にそれらの部材、書類、資料を納める必要があり、将来的に棚、保存箱等の増設を行う。

(エ) 将来的に教育内容に改変が起こった場合は、それに伴う機器等の新規設置工事への対応を行う。

(オ) 近年特別支援学級の児童数が増加傾向にあるため、特別支援学級の教室確保への対応が必要となるため、普通教室内に可逆的な間仕切りを設置する。

(3) 活用における課題と対策

・インクルーシブ教育の実現を目的とした特別支援学級の児童数増加への対応、外国からの児童への対応

近年特別支援学級の児童数が増加傾向にあるため、RC校舎の教室利用は木造校舎の利活用に必須である。木造校舎内で対応する場合は可逆的な間仕切りの設置などで対応する。

・教育環境の整備のために必要な設備、今後想定される教育環境の変化に関連した建造物の改修

教育環境の整備のための設備・建造物の保存部分に影響のある改修については、各所と事前協議を行い可否について検討する。

・文化財建造物の保存及び維持管理、公開活用上の建造物・土地や外構の植栽等の維持管理の費用確保

維持管理・保存修理などの修理計画については第2章第4に記載している。費用の確保については事前に協議し内容を含めて検討する。

4 外構及び周辺整備計画

令和の改修工事では、外構及び周辺整備工事を行い、中庭・門扉・フェンス等の最低限必要な整備を行った。

今後も敷地周辺からの景観を考慮し、引き続き生垣・樹林・フェンスなどの整備を行う。

第6章 保護に係る諸手続

1 保護に係る諸手続

(1) 現状を変更しようとする場合

ア 文化庁長官の許可を受けて行う行為

重要文化財の現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第43条第1項）。現状変更の許可は文化審議会に諮問される（同法第153条第2項第三号）。手続きには十分な準備と時間を要するので注意が必要である。なお、許可が必要となる行為は以下を参考とし、西脇市教育委員会は計画段階で兵庫県教育委員会及び文化庁と事前協議のうえ、西脇市教育委員会から兵庫県教育委員会を経由して文化庁長官へ行為を実施する3ヵ月前までに書類を提出する。

（ア）保存修理に伴う復元的行為

・門扉の復原工事

（イ）保存管理上の行為

・消防設備の追加設置工事（壁、床の撤去を伴うもの）

（ウ）活用に関する行為

・バリアフリー対応工事（壁、床の撤去を伴うもの）

・教育内容の改変による機器等の新規設置工事（壁、床の撤去を伴うもの）

イ 文化庁長官の許可を要しない行為

（ア）修理

詳細は(2)修理の措置の範囲の行為による

（イ）き損や災害などに伴う応急措置

非常災害時には、以下の応急措置を事前の届出なく実施することができる。

・建具、ガラス等開口部の応急的な閉塞

・き損の拡大防止のための緊急措置

・倒壊防止のための応急的な補強

実施後、西脇市教育委員会から兵庫県教育委員会を経由して被災後10日以内に文化庁長官へ通知を行う必要がある。

応急措置後の本復旧については、復旧の内容について適切な方法を検討し、事前に兵庫県教育委員会及び文化庁と協議のうえ、西脇市教育委員会から兵庫県教育委員会を経由して行為を行おうとする日の30日前までに協議を行う必要がある。

(2) 修理の措置の範囲

ア 事前の届出を要する行為

以下の行為については、西脇市教育委員会から兵庫県教育委員会を経由して文化庁長官へ、行為を行う30日前までに届出を行う必要がある。

・建具の修理（材質、形状を変更しない場合）

・内外壁（漆喰）の修理（材質、形状を変更しない場合）

・内外壁（スレート・ボード類）の修理（材質、形状を変更しない場合）

- ・屋根部及び雨樋の修理（材質、形状を変更しない場合）

イ 事後の届出で可能な行為

以下の修理については、事後にまとめて届出を行うことができる。

- ・腰板の修理（3 m²以内、埋木・矧木・取替を含む）
- ・建具腰板の修理（3 m²以内、埋木・矧木・取替を含む、基準2のものを含む）
- ・ガラスの取換（3 m²以内）
- ・建具の棧の取換（5 m以内、基準2のものを含む）
- ・錠、引手等の修理（6箇所以内、錠の不具合調整・取替、引手の取替）
- ・内外壁(漆喰)の亀裂・剥落・破損の修理（5 m²以内）
- ・内外壁(スレート・ボード類)の亀裂・剥落・破損の修理（3 m²以内）
- ・屋根部及び雨樋の修理（各棟屋根の2分の1以下の屋根材(葺材・下地共)の葺き替え。雨樋の補修、取替）

ただし、以下の要件を全て満たすものとする。

- ・材質、形状を変更しない修理
- ・上記に示す範囲（施工規模）内での修理

ウ 文化庁長官の届出を要しない行為

学校の機能を維持するための行為のうち、日常的な営繕行為として以下の行為が該当する。

- ・破損したガラスの取り替え
- ・外壁や内壁のタッチアップ
- ・木造建造物や木製建材での害虫（白蟻等）対策(文化財虫菌害防除薬剤による防蟻処理等とする)
- ・既存の床材と同種の材料を用いて、0.5 m²以内の範囲で補修する、各種内外床材の修理。
- ・窓ガラス、内外壁材、各種建具等の小規模な損傷や経年劣化部分等の同じ仕様による現状復旧、又は維持のための修繕。ただし以下の要件を満たすものとする。

（ア）腰板(0.5 m²以内、取替を含まない)

（イ）建具腰板(0.5 m²以内、取替を含まない)

（ウ）ガラス(0.5 m²以内)

（エ）錠の不具合調整

（オ）内外壁(漆喰・スレート・ボード類)の亀裂・剥落・破損の修繕（1 m²以内）

- ・屋根部及び雨樋の修理（各棟屋根の5 m²以下の屋根材(葺材・下地共)の葺き替え。雨樋3 m以下の補修、取替）

(3) 保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合

ア 文化庁長官の許可を要する行為

文化庁長官の許可を要する行為には、以下の場合が想定される。

- ・文化財建造物の隣接地又は直下における大規模な掘削
- ・文化財建築物周辺における増築、新築

この場合、西脇市教育委員会は兵庫県教育委員会及び文化庁と協議のうえ、西脇市教育委員会から兵庫県教育委員会を経由して文化庁長官へ届出を行う必要がある。

イ 文化庁長官の許可を要しない行為

保存に影響を及ぼす行為のうち、軽微なものには、以下の場合が想定される。

- ・避雷設備や自動火災報知設備、防犯設備等の新設及び改修
- ・冷暖房設備（室内機及び配管）の改修又は取替・換気設備の新設及び改修
- ・基準5の部位の変更、撤去

ただし、以下の要件を全て満たすものとする。

・設備の新設・改修・取替時に穴を開ける必要が生じる場合は、基準4・5の箇所に限ること

- ・撤去する部位と取り合う部位が基準1、2でないこと

2 保存活用計画に関する手続

本計画を、文化庁の確認後に内容を変更するときは、兵庫県教育委員会を経て文化庁へ提出するものとする。（「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定指針」（平成11年3月24日 文化庁文化財保護部長裁定）第15項）

3 計画区域における環境保全に関連する行為

計画区域において樹木の剪定及び危険木の除去を行う場合には、必要となる事前の協議や手続を適切に行い、計画区域内の維持管理に努める。

4 関係法令

- ・西脇市各種条例
- ・文化財保護法
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・学校教育法
- ・土砂災害防止法
- ・兵庫県各種条例